

産業 Navi バナー広告掲載基準

1.この基準は産業 Navi バナー広告掲載要綱第 3 条に規定する広告の範囲の詳細として定めるものであり、この基準に照らして、掲載の可否の判断を行うものとする。

2.次の業種または業者の広告は掲載しない。

- (1) 暴力団その他の集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体および事業者
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融に関する事業者
- (4) たばこの製造販売に関する事業者
- (5) ギャンブルに関する事業者
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めていない医療類似行為を行なう施設および事業者
- (8) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の業者
- (9) その他法令に違反しまたは違反しているおそれのある業種または事業者

3.次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 責任の所在、または広告主が不明確なもの
- (2) 内容およびその目的が不明確なもの
- (3) 内容に虚偽があるか、または誤認されやすい表現を含むもの
- (4) 公正／客観的な根拠なく、「日本一」「No.1」など最大級／絶対的な表現を使用しているもの
- (5) 不良商法、詐欺的内容を含むもの
- (6) 関係諸法規を遵守していないもの
- (7) 医療、医療品、化粧品において、効能／効果などが厚生労働省の承認する範囲を逸脱しているもの
- (8) 公序良俗に反するもの
- (9) 猥褻な内容を含むもの
- (10) 暴力、賭博、麻薬、売春を肯定または美化するもの
- (11) 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれのあるもの
- (12) 犯罪行為となるまたは犯罪行為に結びつくおそれのあるもの
- (13) 氏名、写真、肖像、商標、著作物、などを無断で使用するなど、第三者の権利（財産権、プライバシー権など）を侵害するもの
- (14) 特定の法人、団体または個人を攻撃し、もしくは誹謗中傷するもの
- (15) 政治／宗教団体の勧誘を目的としているもの
- (16) 視聴覚に悪影響を及ぼす恐れのあるもの

- (17) 掲載申込み時、または掲載開始後、リンク先サイトの内容または表現が著しく変化するもの
- (18) リンク先サイトが掲載申込み時から掲載終了時まで存在していない期間が発生するもの
- (19) その他当財団が不適切と判断するもの